

低出力モード電気ヒーター床暖房の評価確認申請概要

低出力モード電気ヒーター床暖房の確認試験・適合証明の申請方法・試験内容等については、一般社団法人日本電気床暖房工業会-JEF-（以後、工業会という）のHP等において広く周知を行い、加盟・非加盟法人様にかかわらず、評価いたします。

1. 申請

1.1 S-JET 認証申請

電気ヒーター床暖房製品における第三者認証を取得されていない企業様は、第三者機関一般財団法人電気安全環境研究所（以後 JET）の電気用品安全マーク認証（S-JET 認証等）を取得していただく為に JET へ S-JET 認証申請申し込みを行います。

※S-JET 認証取得に関するお問い合わせは JET へお願いします。

1.2 低出力モード電気ヒーター床暖房評価確認申請

低出力モード電気ヒーター床暖房評価確認のために、工業会に「低出力モード電気ヒーター床暖房評価確認申請書」をご提出いただき、申請申し込みを行います。

（提出に必要な書式は工業会 HP よりダウンロードください。）

2. 評価確認

2.1 評価項目について

工業会での評価項目や試験内容に関する資料は、工業会 HP にて公開します。

2.2 評価確認申請審査

（1）定格消費電力の評価

JET の電気用品安全マーク認証（S-JET 認証等）の認証書（付属書含む）を工業会に提出いただき、対象製品の範囲の確認と、製品の定格消費電力(W)を工業会が確認します。

(2) 低出力モードによる定格消費電力の評価

工業会が JET での定格消費電力(W)を基に低出力モード電気ヒーター床暖房製品の単位面積当たりの定格消費電力 (W/m²) を確認します。

2.3 低出力モード評価確認試験

評価確認申請審査後に「低出力モード評価確認試験申込書」を工業会にご提出いただきます。

※申込書式は評価確認申請審査後に送付します。

(1) 実機における確認試験

申請を行う電気ヒーター床暖房製品と低出力モードを搭載したコントローラー(低出力モード対象コントローラー)を工業会に送っていただき、技術資料の「低出力モードの定義」を満たしているか工業会にて確認試験(有識者立ち合い)を行います。

低出力モード対象コントローラーではない設定変更等にて対応した現行コントローラー(対象外コントローラー)でも試験及び評価は可能です。ただし、適合証明書の発行には低出力モード対象コントローラーの製品確認が必要となります。

(試験に必要な製品及びコントローラーの種類等は工業会より別途ご連絡します。)

ア. 実機で低出力モードを搭載したコントローラーの通電率(時間制御の場合)と温度上限値及び温度下限値(温度制御の場合)を確認します。

イ. 試験で低出力モード運転し、室温 20℃時に床温度 25℃が担保されているか確認します。

(2) 適合証明書の発行

低出力モード確認試験結果に基づき適合審査を行った後に、低出力モード製品に関する適合証明書を工業会が発行します。

※適合証明書の発行には低出力モード対象コントローラーの製品確認が必要となります。

(3) 低出力モード対応対象機器の公開

適合証明書発行後に工業会 HP 等にて低出力モード対象製品として公開します。

2.4 試験費用について

1 製品（製品名）ごとに確認試験を行います。1 製品とは全ての型式（サイズ・長さ等）を含んでいます。

（1）工業会加盟会社

費用：70万円（税抜き）

（内訳：確認試験費40万円＋適合証明確認費20万円＋HP等登録費10万円）

※確認試験費には有識者立ち会い費用含む

※1製品とコントローラー1台（1回路用/2回路用は関係なく）の試験費用

※1製品またはコントローラー1機種増えるごとに確認試験費20万円追加

（2）非加盟会社

費用：95万円（税抜き）

（内訳：確認試験費40万円＋実験室使用料25万円＋適合証明確認費20万円＋HP等登録費10万円）

※確認試験は工業会実験室で実施

※確認試験費には有識者立ち会い費用含む

※1製品とコントローラー1台（1回路用/2回路用は関係なく）の試験費用

※1製品またはコントローラー1機種増えるごとに確認試験費20万円追加

※確認試験費65万円（確認試験費＋実験室使用料）と適合証明確認費20万円は評価確認試験申込時に工業会へお支払いいただきます。（別途請求書を送付いたします）

※登録費10万円（HP等登録費）は適合証明書発行後に工業会へお支払いいただきます。（別途請求書を送付いたします）

3. 運用

3.1 低出力モードの運用について

(1) 認証機器の公開

工業会 HP に工業会非加盟企業様も低出力モード電気ヒーター床暖房が評価可能となる旨と申請評価に係るフローを明確に示します。また、低出力モード適合品についても、低出力モード対応製品として「低出力モード搭載コントローラー型番及び電気ヒーター床暖房製品名の一覧」を HP に掲載し公開します。ただし、適切な運用を行っていない場合は、認証の取り消しや HP 掲載から削除することがあります。

(2) 更新確認について

低出力モード電気ヒーター床暖房維持確認の為、工業会が定期的に更新及び確認を行います。

ア. 工業会加盟会社：工業会は S-JEF 認証維持確認（仕様等の変更がないか）を年 1 回（3 月）行うので、低出力モード電気ヒーター床暖房の適合維持確認（製品・低出力コントローラーに仕様変更がないか）も同時に行います。

イ. 非加盟会社：2 年に 1 回（3 月）ごとに低出力モード電気ヒーター床暖房の適合維持確認（製品・低出力コントローラーに仕様変更がないか）を行います。S-JET 等認証書・製品カタログ等を提出していただき工業会で確認を行います。工業会からの依頼に対し対応が不十分な場合は、認証の取り消しや HP 掲載から削除することがあります。

(3) 更新確認費用について

ア. 工業会加盟会社：年会費（60 万円／年）から充当します。

イ. 非加盟会社：10 万円／2 年（税抜き）（1 企業様あたり）

※更新確認費 10 万円（税抜き）は更新確認作業終了後に工業会へお支払いいただきます。（別途請求書を送付いたします）